

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定に関する 中国電力株式会社からの回答について

平成25年3月18日

危機対策・情報課

島根原子力発電所の安全協定の改定については、協定に基づき協議会を設置し、米子市及び境港市とともに中国電力と協議を行ってきたところですが、3月15日に中国電力株式会社の松井取締役副社長ほかが来庁され、別紙のとおり回答がありました。

なお、米子市、境港市に対しても同日に回答が行われました。

1 日時

平成25年3月15日（金）午後4時～午後4時30分

2 場所

鳥取県庁第4応接室

3 出席者

(1) 中国電力株式会社

取締役副社長 松井三生、島根原子力本部副本部長 長谷川千晃、鳥取支社副支社長 清水茂

(2) 鳥取県

鳥取県知事 平井伸治、危機管理局長 城平守朗

4 回答の主な内容

(1) 総括

協定の改定については、今後も協議を継続したい、運用面については、立地自治体と同様の対応を行っていくと文書回答があった。

(2) 安全協定の改定に関する申し入れに対する回答

- ・協定の改定については、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたい。
- ・安全協定及び原子力災害対策特別措置法の運用については、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

(3) 協定等の運用に係る確認事項

- ・現地確認を行う職員に、鳥取県原子力防災専門家会議の委員は含まれる。
- ・立入検査に対しては、真摯に対応を行うとともに、鳥取県が立入検査を行う場合、米子市及び境港市の職員は現地確認として同行することができる。
- ・鳥取県の原子力防災対策（モニタリング、スクリーニング等）には、可能な限り協力する。等

5 これまでの経緯

- ・平成23年12月25日 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」締結
- ・平成24年11月1日 協定改定の申入れ
知事・米子市長・境港市長→荻田社長・中国電力本社（広島）
- ・平成24年11月20日 第1回協議会
立地県・市並の協定内容への改定4項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
- ・平成25年1月23日 第2回協議会
現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家会議委員の現地確認、広報等）
- ・平成25年3月6日 統轄監による協議進捗状況の確認と協定改定の申入れ
（県庁、古林島根原子力本部長）
- ・平成25年3月13日 副知事、米子市（水道事業管理者）及び境港市（副市長）による中国電力本社（広島）への協定改定の申入れ

(写)

島原本企第4号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
荻田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(写)

島原本企第7号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
荻田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係るご確認事項について（ご回答）

平成25年1月23日に開催されました「第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会」におきまして、貴県、米子市および境港市よりご確認のありました島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）等の運用に係るご確認事項につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

（別紙）安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

以上

安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

ご確認いただきました事項につきまして、下記のとおり了承し協力するものといたします。

なお、具体的な実施方法等につきまして詳細協議のうえ、対応いたします。

1. 専門家会議委員による現地確認

【ご確認事項】

安全協定第11条第1項に定める現地確認することができる職員に、鳥取県原子力防災専門家会議委員は含まれる。

【ご回答】

鳥取県が委嘱される鳥取県原子力防災専門家会議の委員につきましては、現地確認することができる鳥取県の職員として対応いたします。

2. 「立入検査」の運用確認

【ご確認事項】

原子力災害対策特別措置法第32条に規定する立入検査の運用について確認する。

1. 概要

鳥取県は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

2. 主な想定検査項目

主な想定検査項目について以下のとおりとして検査を行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など）の履行状況等（原災法第7条）
- (2) 原子力防災組織の設置状況（原災法第8条第1項）
- (3) 原子力防災要員の配置状況（原災法第8条第3項）
- (4) 原子力防災管理者等の状況（原災法第9条第1項、第3項）
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（原災法第11条第1項、第2項）
- (6) その他原子力防災対策に必要な事項（原災法第3条）

3. 運用等

鳥取県は、立入検査の結果、鳥取県が行う原子力防災対策に関する事務のため、必要があると認める場合には、中国電力株式会社に対して、適切な履行を求めるものとする。

【ご回答】

原子力規制庁において確認された検査項目等であり、法令に基づく立入検査として留意し、真摯に対応いたします。

なお、貴県がこの立入検査を行う場合、米子市および境港市の職員は安全協定第11条第1項に基づく現地確認として同行することができます。

立入検査の詳細の運用につきましては、今後ご検討、ご協議のうえお知らせいただきますようお願いいたします。

3. 原子力安全文化の育成

【ご確認事項】

島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては、万が一事故が起これば、避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して育成に努めてもらいたい。このため、たとえば、中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして、住民の声を反映してもらいたい。

【ご回答】

当社における原子力安全文化醸成にあたりましては、住民の方々のご意見もお聞きしながら進めていくことは大変重要なことと考えております。

原子力安全文化有識者会議は社外有識者を中心に第三者の視点から提言をいただいているものであり、今後、委員構成の見直しを行う場合には、鳥取県内からも委員を選任することといたします。

4. 県民への広報について

【ご確認事項】

広報の目的と理念を共有し、それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

<共有理念(案)>

中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について、県民の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、県民に正確な情報提供を行うことが重要である。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により、すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ、中国電力が報道機関へ情報提供する際には、鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど、両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するようつとめるものとする。

【ご回答】

住民の皆様の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、ご提案いただいた理念を共有し、正確かつ確実な情報提供に努めてまいります。具体的な運用につきましては事務レベルで協議してまいります。

5. 原子力防災対策への協力

【ご確認事項】

安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。

協定の実効性を確保し、地域防災計画へ反映する。

【ご回答】

原子力事業者として、原子力災害対策に大きな責務を有していることは当然であり、地域防災計画をはじめとした原子力防災対策には、可能な限り協力させていただきます。

協力の具体的な内容（モニタリング、スクリーニング、情報伝達等）につきましては、引き続き協議をさせていただきますようお願いいたします。

以上

安全協定に関する中国電力からの回答に伴う地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

平成25年3月18日

危機対策・情報課

地域防災計画の改定については、パブリックコメント（1/11～2/7）の実施結果、島根原子力発電所に係る防災訓練（1/26）の実施結果及び原子力災害対策指針の改定（2/27）を踏まえ、計画（案）を作成したところです。

そのような中、中国電力と協議を行ってきた安全協定の改定の申入れに関して、3月15日に中国電力より回答があり、その回答内容を地域防災計画に反映させるため、以下のとおり修正を行います。

凡例： ____修正点 ____回答のポイント

1 安全協定に関する中国電力からの回答に伴う地域防災計画の修正案

項目	修正案	現在案（パブコメ後）
<p>【事前了解】</p> <p>協定第6条 要綱第3条 「計画等の報告」</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から事前に<u>計画概要の報告を受けるものとする。県は、この報告を受けた場合、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について米子市、境港市、原子力事業者と協議を行い、相互に意見を述べ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>※立地県並みの運用を行うにあたり、実質的に事前了解と同様の取扱いとなるよう文言を修正</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から事前に<u>その計画の報告を受けるものとする。</u></p> <p>① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第26条第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）</p> <p>③ 原子炉の解体</p>
<p>【核燃料物質等の輸送情報】</p> <p>要綱第4条 核燃料物質等の輸送に係る詳細な情報を事前連絡を要する事項に加えること</p>	<p>【修正なし】 同右</p> <p>※国が規制しているところが大きいのが、運用上の回答を見越して記載済みであったため</p>	<p>第2章第18節</p> <p>県は、<u>安全協定第7条に基づく連絡（輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定した時を含む。）があった場合は、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するものとする。</u>なお、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。</p>
<p>【立入調査】</p> <p>協定第11条 「現地確認」</p>	<p>【修正なし】 同右</p> <p>※協定部分の改定がなく、文言の修正がなかったことによる</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、<u>島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。</u></p>

		<p>する。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</p> <p>※ 上記に加え、<u>警戒事象通報時、特定事象通報時、モニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合に現地確認を行うことを記載</u></p>
<p>【措置の要求】</p> <p>現地確認の結果、必要に応じて対応を求めること</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、<u>原子力事業者に対して対応を求めるものとする。</u></p> <p>※回答内容により表現を修正</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、<u>原子力事業者に対して意見を述べるものとする。</u></p>

2 安全協定の運用に関する中国電力からの回答に伴う地域防災計画の修正案

項目	修正案	現在案 (パプコメ後)
<p>【専門家会議委員による現地確認等】</p>	<p>【修正なし】 同右</p> <p>※第2回協議会において、認められる見通しであったため、既に記載済み</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、原災法第8条第3項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、<u>重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めた時は、国及び島根県又は岡山県に事前に連絡し、原災法32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な都度において、その職員（地方公務員法第3条第3項第3号の特別職（鳥取県原子力防災専門家会議委員など）を含む）に立入検査を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</u></p>
<p>【立入検査の運用】</p> <p>適切な履行</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、<u>原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。</u>なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</p> <p>※回答を見越して項目立てを行っていたが、回答内容により一部表現を修正</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、<u>原子力事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導を行うとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。</u>なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</p>

<p>米子市、境港市の同行</p>	<p>第2章第2節 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、<u>その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。</u> ※回答を見越して項目立てを行っていたが、回答内容により一部表現を修正</p>	<p>第2章第2節 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、<u>県と共にその職員に安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）をさせることができるものとする。</u></p>
<p>【原子力防災対策への協力】</p>	<p>【修正なし】同右 ※第2回協議会において、認められる見通しであったため、既に記載済み</p>	<p>第1章第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>「指定公共機関の中国電力（株）」の項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育、訓練 3 <u>環境放射線等の把握（モニタリング）</u> 4 防災活動体制の整備 5 <u>防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備</u> 6 異常時における連絡通報体制の整備 7 原子力災害等に係る情報提供 8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 <u>県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</u> 11 <u>スクリーニング、除染の支援</u> <p>第2第7節</p> <p><u>県は、国、関係周辺市町、その他県内市町村、所在県、所在市町、原子力事業者等と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>県は、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</u></p>

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (5) 県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から事前に計画概要の報告を受けるものとする。県は、この報告を受けた場合、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について米子市、境港市、原子力事業者と協議を行い、相互に意見を述べ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。
 - ① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第26条第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）
 - ③ 原子炉の解体

第3節 報告の徴収と立入検査等

(1) 報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収を行うことにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査の実施

- ① 県は、原災法第8条3項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めたときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員（地方公務員法第3条第3項第3号の特別職（鳥取県原子力防災専門家会議委員など）を含む。）に立入検査（以下「立入検査」という。）を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- ② 県は、立入検査を行う場合は、次に掲げる関係市町村に対し、事前に通報するものとする。
 - ア 島根原子力発電所に関する場合は、米子市、境港市とする。
 - イ 人形峠環境事業センターに関する場合は、三朝町とする。
- ③ 県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ④ 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。
- ⑤ 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第6条）を携帯するものとする。

(3) 現地確認の実施

- ① 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ② 県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。

